

社会福祉法人白女林 定 款

第 1 章 総 則

[目 的]

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

第 1 種社会福祉事業

特別養護老人ホームの経営

第 2 種社会福祉事業

(イ) 老人デイサービス事業の経営

(ロ) 老人居宅介護等事業の経営

(ハ) 老人短期入所事業の経営

(ニ) 認知症対応型共同生活援助事業の経営

[名 称]

第 2 条 この法人は、社会福祉法人 白女林 という。

[経営の原則]

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

[事務所の所在地]

第 4 条 この法人の事務所を福井県坂井市三国町梶第 4 9 号 1 8 番地に置く。

第 2 章 評 議 員

[評議員の定数]

第 5 条 この法人に評議員 8 名を置く。

[評議員の選任及び解任]

第 6 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、賛成することを要する。

[評議員の任期]

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結時までとする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 評議員は、再任されることができる。

[評議員の報酬等]

第8条 評議員は無報酬とする。

- 2 評議員には費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を得て、理事長が別に定める。

第3章 評議員会

[構成]

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

[権限]

第10条 評議員会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任または解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事ならびに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

[開催]

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

[招集]

- 第12条 評議員会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

[決議]

- 第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
 - 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

[議事録]

- 第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び評議員会において選任した議事録署名人2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録に署名又は記名押印しなければならない。

第4章 役員及び職員

[役員の数]

- 第15条 この法人には、次の役員を置く。
- (1) 理事 7名
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
 - 3 理事長以外の理事のうち、1名を副理事長とし、業務執行理事とする。

[役員を選任等]

- 第16条 理事は、評議員会の決議によって選任・解任する。
- 2 監事は、評議員会の決議によって選任・解任する。
 - 3 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

[理事の職務]

- 第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執

行する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その職務を執行する。
- 3 理事長及び副理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

[監事の職務]

第18条 監事は、理事の職務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び坂井市長に報告するものとする。

[役員任期]

第19条 役員任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結時までとする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。

[役員報酬等]

第20条 役員報酬については、評議員会において別に定める役員等報酬規程に準じて支給することとし、役員地位にあることのみによっては、支給しない。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を得て、理事長が別に定める。

[職員]

第21条 この法人に、職員若干名を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という）は理事会の議決を経て、理事長が任免する。
- 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

[構成]

第22条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

[権限]

第23条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1)この法人の業務執行の決定
- (2)理事の職務の執行の監督

(3)理事長及び副理事長の選定及び解職

[招集]

第24条 理事会は、理事長がこれを招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

[決議]

第25条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

[議事録]

第26条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び理事会において選任した議事録署名人2名及び出席した監事は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録に署名又は記名押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

[資産の区分]

第27条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

福井県坂井市三国町梶第49号18番地所在の鉄筋コンクリート造 陸屋根・
亜鉛メッキ銅板葺平屋建

特別養護老人ホーム 1棟 4990.37㎡

グループホーム白楽荘みくにの里 1階 356.08㎡

2階 347.80㎡

- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、すみやかに第2項に掲げるため必要な手続きをとらなければならない。

[基本財産の処分]

第28条 基本財産を処分し、又は、担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、坂井市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、坂井市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉

貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

[資産の管理]

第29条 この法人の資産は、理事会の定める方式により理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は、確実な有価証券に換えて保管する。

[予算]

第30条 この法人の予算は、毎年会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

[決算]

第31条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表、及び収支計算書は、毎会計年度終了後3ヶ月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会及び評議員会の認定を得なければならない。

- 2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事業所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者、その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

[会計年度]

第32条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

[会計処理の基準]

第33条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

[臨機の処理]

第34条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

[種別]

第35条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することな

どを目的として、次の事業を行う。

- (1) 診療所の設置経営
- (2) 居宅介護支援事業
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業
- (4) 地域公益活動の実施。社会貢献事業として地域のニーズに対する新しいサービスの展開、人材の投資を行う。

- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

[剰余金が出た場合の処分]

第36条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は、公益事業に充てるものとする。

第8章 解散

[解 散]

第37条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

[残余財産の帰属]

第38条 解散（合併又は、破産による解散をのぞく。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

[定款の変更]

第39条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、坂井市長の認可（社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を坂井市長に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

[公告の方法]

第40条 この法人の公告は、「社会福祉法人 白女林」の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

[施行細則]

第41条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この定款は、平成29年4月1日より施行する。

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款にもとづき役員を選出を行うものとする。

理 事 長	安 田 博 文
副理事長	玉 村 孝 三
常務理事	光 成 滋
理 事	西 岡 勇
	河 合 人 志
	岡 本 石 豹
	石 浦 武 吉
	川 口 清 隆
	竹 内 孝 勇
馬 場	馬 場 孝 勇
監 事	岸 田 幸 雄
	菽 原 繁